

# Spc jinjiken news

## 中小企業の労働・社保手続 電子申請を簡易化へ (12月26日)

政府は、中小企業の電子申請の利用率を上げるため、労働保険・社会保険関連の届出をインターネットでしやすくするよう、2015年4月にも新たなシステムを導入する方針を示した。従業員データ等の入力作業を省略して利便性を高めるもので、利用するには2～3万円程度の専用アプリケーションを購入する必要がある。

## 求人票記載の労働条件「実態と相違」が約4割 (12月25日)

厚生労働省が、全国のアロワークに寄せられた求人票に関する苦情9,380件を調べたところ、約4割(3,815件)で、求人票の記載内容と実際の労働条件が異なっていたことがわかった。賃金や休日等が実態より好条件であるかのように書かれているケース、「正社員募集」と書かれていたのに契約社員として雇われたケース等があった。同省は、求人票のチェックを強化していく方針。

## 男性社員の育休取得促進に税優遇 政府検討 (12月23日)

政府は、「男性社員の育児休業取得率が13%以上」といった基準を満たす企業に対して、法人税を軽減する制度を創設する方針を示



した。事業所内保育所等の設備投資に対する法人税軽減や子育て関連費用の贈与税の非課税制度導入などを含め、12月30日にまとめる2015年度税制改正大綱に盛り込む考え。

## 低所得後期高齢者の医療保険料軽減措置廃止を延期へ (12月22日)

政府は、所得が少ない後期高齢者(75歳以上)の医療保険料を特例で軽減していた措置を、2017年4月に廃止する方向で調整に入ったことがわかった。本来の軽減幅は最大7割だが、現在は最大9割まで広げる特例措置がとられている。2016年4月から特例措置を廃止する予定だったが、参議院選挙(2016年夏)への影響等を考慮して1年先送りする。

## 大手企業の冬季賞与が前年比5.26%増 (12月20日)

経団連は、大手企業(従業員500人以上の157社)の冬季賞与の平均妥結額が、84万8,405円(前年比5.26%増)となったと発表した。バブル期の1990年以来の高い伸びとなり、業種別で伸びが大きかったのは、鉄鋼(同24.53%増)、セメント(同17.53%増)、食品(同12.94%増)だった。

## 消費増税延期で2015年度の子育て給付金中止 政府方針 (12月19日)

政府は、消費税率10%への引上げの延期に伴い財源の目途が立たなくなったことにより、2014年度に子育て世帯を対象に児童1人当たり1万円を支給した「子育て世帯臨時特例給付金」（子育て給付金）を、2015年度は中止する方針を固めた。低所得者向けの「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）は引き続き15年10月からの1年分として、1人6,000円を支給する方針。

### 労働組合組織率が過去最低の17.5%に (12月17日)

厚生労働省が2014年の労働組合基礎調査の結果を発表し、組織率（雇用労働者に占める組合員の割合）が今年6月末時点で17.5%となり、過去最低を更新したことがわかった。女性の組合員数が305万4,000人で前年より0.7%増加し、パートの組合員数は97万人で同じく前年比6.2%増となった。

〔関連リンク〕

労働組合基礎調査結果の概要（厚生労働省）  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/14/dl/01.pdf>

### 高卒者の就職内定率が7割超に（12月13日）

文部科学省は、来春卒業予定で就職希望の高校生の就職内定率が10月末時点で20年ぶりに7割を超えたと発表した。リーマン・ショック後の2009年（55.2%）から5年連続の上昇。男女別では男子72.9%、女子68.3%となった。学科別では「工業」「福祉」「商業」などが高く、都道府県別では富山、愛知、石川の順に高い。

### 続く「企業の人手不足感」厚労省調査結果 (12月12日)

厚生労働省が「労働経済動向調査」（平成26年第4四半期）の結果を発表し、企業の雇用過不足感について、正社員では14期連続、パートでは21期連続して不足超過となっていることがわかった。正社員では「運輸業、郵便業」「建設業」、パートでは「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」における人手不足感が、特に逼迫した状況となっている。

### 個人情報指針改正で業務委託先の監督強化 経産省（12月12日）

経済産業省は、個人情報保護ガイドラインを改正したと発表した。ベネッセホールディングス傘下のベネッセコーポレーションで大量の顧客情報が漏洩した問題を受けた措置で、個人情報情報を委託する外部業者への監督強化や、社内の安全管理体制の強化などを盛り込んだ。

〔関連リンク〕

経済産業分野の「個人情報保護ガイドライン」を改正しました

<http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141212002/20141212002.html>

### 「研修・指導が不十分」として免職処分取消し 東京地裁（12月8日）

都立中学校の元教員が、1年間の条件付き任用期間後に免職されたのは不当な低評価を受けたことによるもので違法であるとして処分取消などを求めた訴訟で、東京地裁は「学校の指導体制に問題があった」「不十分な研修だったことを考慮しない評価は不合理だ」として、処分を取り消す判決を下した。指導教員を外して後任を配置しなかったことなどが重視された。



## トピックス● ご存知ですか？ 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

公平・公正な社会の実現、手続きの簡素化による国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、「社会保障・税番号(マイナンバー)制度」が実施されます。

厚生労働省も、社会保障分野への社会保障・税番号制度の導入に向けて、事業主の皆様への周知活動を始めています。

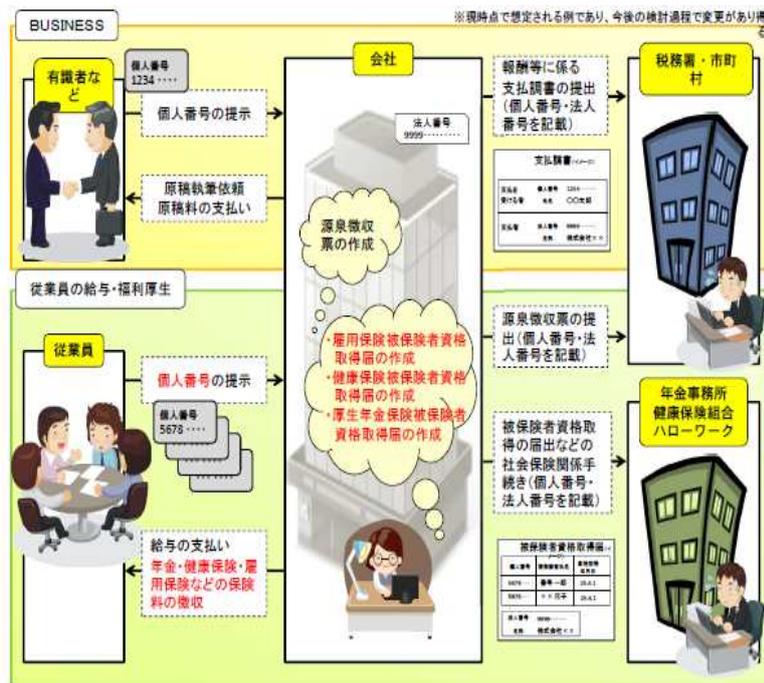
いずれ対応しなければならない問題ですので、概要を知っておきましょう。

### ◆◆◆ マイナンバー制度の概要 ◆◆◆

社会保障・税番号(マイナンバー)制度とは？

- 国民1人ひとりに唯一無二の番号(マイナンバー)を配付し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基盤です。
- 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に「個人番号」(=マイナンバー)が通知されます。
- 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で「個人番号」を使うこととなります。
- 民間事業主の方についても、従業員等に関する社会保険の手続きや、税の手続きで、個人番号を取扱うこととなります。

<民間企業における番号の利用例(厚生労働省の資料)>



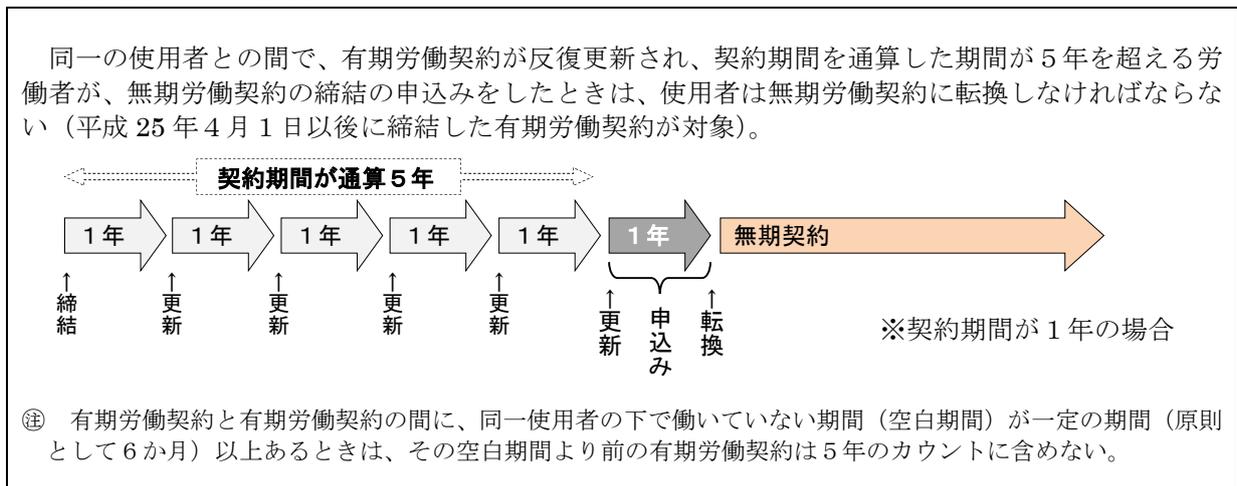
※法人番号……マイナンバー制度の実施にあたり、「個人番号」とともに、「法人番号」も必要となります。今後、法人等に対して、1法人に1つの法人番号が、書面で通知されます。

☆ 実施までにまだ期間はありますが、将来的には、社会保険や税の手続き等において、事業主の皆様が、従業員等の個人番号を取り扱うこととなります。法律上、事業主の皆様は、「個人番号関係事務実施者」とされ、情報漏えいなどについて、一定のルールを守る必要が生じます。今後も、注意点などを紹介させていただきます。

## 最新情報● 有期労働契約の無期転換ルールについて、特例を制定

平成 25 年4月1日に施行された労働契約法の改正により、有期労働契約の更新を繰り返す労働者を保護するために、いわゆる「無期転換ルール」が導入されました。

### <無期転換ルールの概要>



この無期転換ルールについて特例を設けるために、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が制定され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることになりました。概要は次のとおりです。

### ◆◆ 無期転換ルールの特例の概要 ◆◆◆

#### <特例の対象者と特例の効果>

特例の対象者	特例の効果（特例の対象者について、次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする）
① 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者	5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務（いわゆるプロジェクト業務）に就く期間〔上限：10年〕 →5年を超える有期のプロジェクト期間中は、対象労働者について、無期転換請求権は発生しない〔ただし、10年が限度〕
② 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者	定年後引き続き雇用されている期間 →定年後引き続き雇用されている期間中は、対象労働者について、無期転換請求権は発生しない

☆ 無期転換ルールの導入により、特に定年退職後の高齢者について、無期転換申込権が発生する直前に企業側が雇止めをする懸念があり、かえって有能な高齢者の安定的な雇用が難しくなるとの問題点が指摘されていました。この特例により、定年退職後の高齢者の方の有期契約による再雇用等について、無期転換ルールを気にしなくてもよいこととなりますが、特例の適用を受けるためには、所定の計画を作成し厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。